

★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★

メール版「NPO通信」 （令和6年5月29日号）

★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★

長野県広報・共創推進課から、メール版「NPO通信」をお送りします。
このメールは、Bccで送信しています。

【1】定款を変更する場合の手続き

定款を変更するためには、まず、変更事項について総会の議決を経なければなりません。定款変更の議決がなされたら、県の認証が必要な事項の変更は、定款変更認証申請書を提出し、認証を受けなければ効力は生じません。（特定非営利活動促進法第25条）県の認証が必要とされていない事項の変更は、総会で議決した時点で効力を生じますが、定款変更届出書の提出が必要です。

例えば、法人の目的や事業を変更する場合は「定款変更認証申請書」、事業年度や公告の方法を変更する場合は「定款変更届出書」の提出が必要です。

■定款変更の手続きや必要書類についてはこちらをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kyodo/teikanhenkou.html>

【2】議事録の書き方

総会等を開催した場合には、審議の経過と結果を記録した議事録の作成が重要です。定款の「総会」及び「理事会」の章の「議事録」の条項に従って作成してください。

■よくある誤りや総会の議事録の例は下記の長野県ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kyodo/giziroku.html>

なお、参加者が特定地域に限定されている場合や募集期間が短期間のものなど、掲載できない場合もありますので予めご了承ください。

- (1) イベント名
- (2) 主催者
- (3) イベント情報が掲載されているホームページ

配信について

※配信を希望されない方は以下までメールにてご連絡ください。

件名：「配信停止希望」 宛先：kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp



長野県企画振興部 広報・共創推進課 対話・共創推進係
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
TEL 026-235-7189
FAX 026-235-7258
E-mail kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州創造プラン3.0
～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～
〔長野県総合5か年計画推進中〕